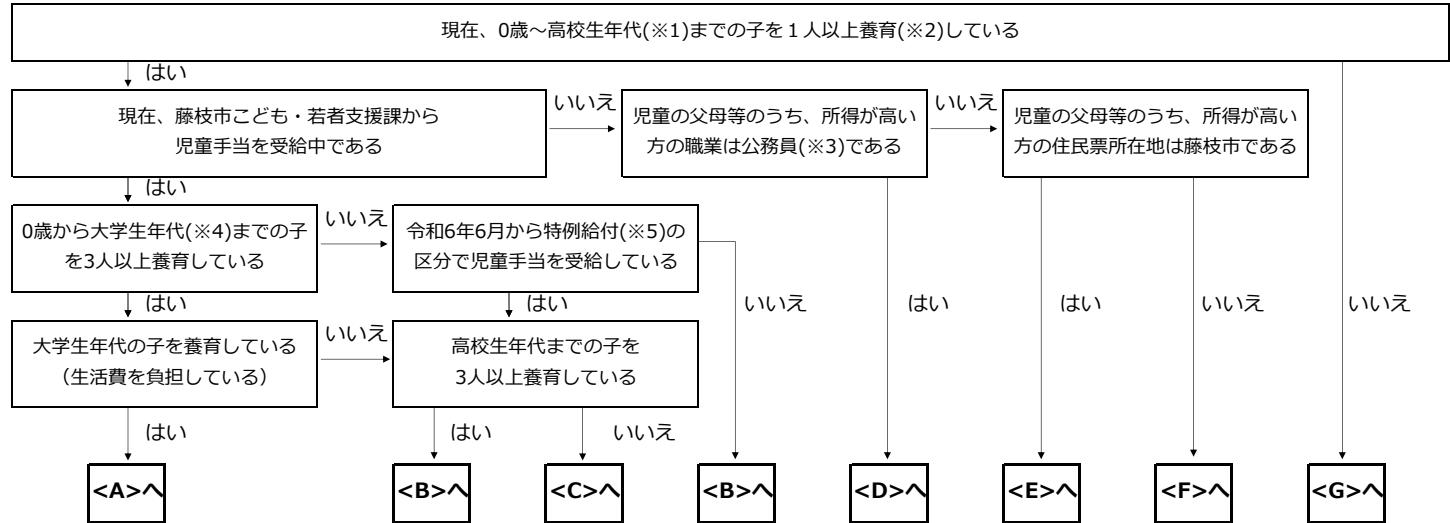


※このフローチャートに基づき支給が決定するものではありません。申請書等を審査し、結果を郵送で通知いたします。
 ※離婚調停中の場合や離婚済みの場合等で配偶者と別居している場合、所得に関係なく児童と同居している方に児童手当の受給資格があります。
 ※申請に必要な書類は、藤枝市のホームページからダウンロードしていただくか、藤枝市こども・若者支援課の窓口でお渡しします。



※1 高校生年代とは：ここでは、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童をいいます。
 すでに就職している場合など、高校に在学していない場合も該当します。

※2 養育とは：対象の児童について監督保護し、生活費等を負担していること。児童の面倒をみている場合に該当します。
 対象の児童や子が、婚姻している場合や、相当程度の所得がある場合についても、世帯の生活状況によっては、該当する場合があります。

※3 公務員とは：主に国家公務員や地方公務員等で常勤の者を指します。児童手当の申請は所属庁で行ってください。
 ただし、独立行政法人にお勤めの場合や公務員であっても民間企業に派遣されている場合等は、お住まいの市区町村が申請先になります。

※4 大学生年代とは：ここでは、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子をいいます。
 年齢の要件であるため、すでに就職している場合や専門学生である場合なども該当します。

※5 特例給付とは：受給者の所得が児童手当の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合に、児童の年齢、出生順にかかわらず、手当の月額が児童1人当たり5,000円に減額となる制度です。

<A> 申請が必要な場合があります。

大学生年代の子の養育状況によって、多子加算が受けられる場合があります。
 藤枝市こども・若者支援課まで「監護相当・生計費負担の確認書」をご提出ください。

 申請不要です。

第3子以降の児童手当の月額が、自動的に増額されます。令和6年12月までに「児童手当額改定通知書」を送付します。

<C> 申請不要です。

9月末に「児童手当 年間支払通知書」を送付しますので、手当の金額等をご確認ください。

<D> 所属庁で申請が必要な可能性があります。

手続きの時期や必要書類などの詳細は、勤務先（所属庁）へご確認ください。

<E> 申請が必要です。

令和6年10月末までに、「児童手当 認定請求書」を藤枝市こども・若者支援課へご提出ください。

<F> お住まいの市区町村で申請が必要な可能性があります。

必要な手続き、必要書類など詳しくは、お住まいの市区町村にてご確認ください。

<G> 児童手当の支給対象外です。

こどもが生まれた場合など、0歳から高校生年代までの子を養育することとなった場合には、速やかに所定の手続きを行ってください。